

「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」の開催について

内閣府知的財産戦略推進事務局

令和6年12月9日策定

1. 目的

我が国の国際的なイノベーション力の維持・発展に向けて、イノベーションの担い手となる大学や国立研究機関（以下、「大学等」という。）の研究者による研究成果の社会実装のさらなる促進に向けて所要の検討を行うために、「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) イノベーションの担い手となる大学等の研究者による研究成果物の社会実装のさらなる促進に必要な知的財産の取扱いに関する事項
- (2) その他必要な事項

3. 構成員

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおり。
- (2) 検討会には、必要に応じて、構成員以外の者を参画させることができるものとする。

4. 実施期間

策定日～令和7年6月30日までとする。

5. その他

- (1) 検討会は、原則として公開し、内閣府知的財産戦略推進事務局に事前登録を行った者は傍聴することができる。ただし、傍聴者は会議を録音又は録画することはできない。
- (2) 座長は、検討会を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 検討会の資料及び議事録は、原則として会議後に公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公表とすることができる。
- (4) 検討会の庶務は、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
- (5) 検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。
- (6) 検討会の議論を踏まえ、内閣府知的財産戦略推進事務局において、大学等の研究者による研究成果の社会実装のさらなる促進に必要な知的財産の取扱いに関する事項を纏めた資料を策定・公表する。